

# 第53期 令和2年度第6回

## 香川地方最低賃金審議会

### 会 議 次 第

令和2年11月25日(水)  
高松サポート合同庁舎北館702会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 令和2年度最低賃金の改正状況について

(2) その他

3 閉 会

# 第 53 期 令和 2 年度第 6 回

## 香川地方最低賃金審議会

### 資 料 目 次

- 資料No. 1 香川県の最低賃金
- 資料No. 2 香川県の特定最低賃金の推移
- 資料No. 3 令和 2 年度 香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況
- 資料No. 4 - 1 香川県最低賃金の改正決定について（答申）
- 資料No. 4 - 2 当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）
- 資料No. 5 - 1 最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）
- 資料No. 5 - 2 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申・報告書）
- 資料No. 5 - 3 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申・報告書）
- 資料No. 5 - 4 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定について（答申・報告書）
- 資料No. 5 - 5 香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定について（答申・報告書）
- 資料No. 6 特定最低賃金対象業種の状況
- 資料No. 7 すべての都道府県で地域別最低賃金の答申がなされました
- 資料No. 8 「香川県最低賃金」を時間額 8 2 0 円に改正
- 資料No. 9 厚生労働省作成パンフレット「守ってね！最低賃金。」
- 資料No. 1 0 香川県の特定最低賃金の改正決定（発効）について

# 香川県の最低賃金

## ◎地域別最低賃金

香川県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む）に適用されます。

件名	時間額	効力発生年月日
香川県最低賃金	<b>820円</b>	令和2年10月1日

## ◎特定最低賃金（産業別最低賃金）

下記の業種に該当する事業場で働く労働者には、特定最低賃金（産業別最低賃金）が適用されます。

地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

件名	時間額	適用除外される労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の香川県最低賃金が適用になります。)	効力発生年月日
香川県冷凍調理食品製造業最低賃金	<b>821円</b>	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は雑役の業務 ロ 手作業による原料の前処理の業務 ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務	令和2年12月15日
香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 (*計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業を除く)	<b>943円</b>	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	令和2年12月15日
香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	<b>956円</b>	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	令和2年12月15日
香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金  (*光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業、電池製造業、その他の電気機械器具製造業を除く)	<b>886円</b>	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)	令和2年12月15日

○使用者は、最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

○最低賃金以上の賃金を支払わないときには、罰則が適用されることがあります。

○最低賃金には、臨時に支払われる賃金（結婚手当等）・1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）、時間外・休日・深夜の割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は算入されません。

### 【最低賃金についてのご相談・お問い合わせ先】

香川労働局労働基準部 賃金室 087-811-8919

労働基準監督署

・高松 087-811-8946

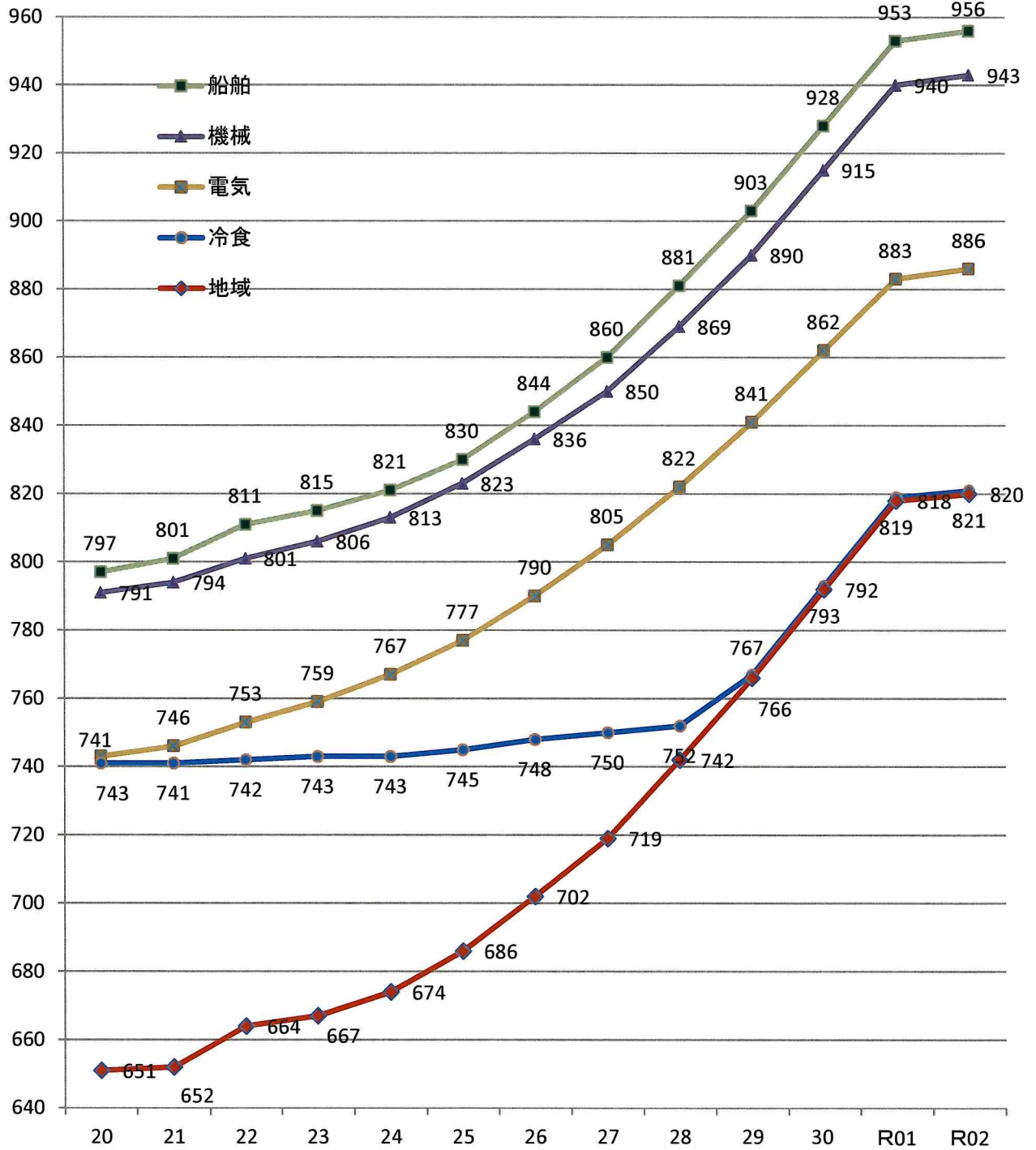
・観音寺 0875-25-2138

・丸亀 0877-22-6244

・東かがわ 0879-25-3137

・坂出 0877-46-3196

### 香川県の特定最低賃金の推移



年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R01	R02
船舶	797	801	811	815	821	830	844	860	881	903	928	953	956
機械	791	794	801	806	813	823	836	850	869	890	915	940	943
電気	743	746	753	759	767	777	790	805	822	841	862	883	886
冷食	741	741	742	743	743	745	748	750	752	767	793	819	821
地域	651	652	664	667	674	686	702	719	742	766	792	818	820

令和2年度 香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況

資料No. 3

香川労働局

区 分	開 催 月 日 と 主 な 議 題				
香川地方 最低賃金審議会  31.4.21 委員委嘱	① 令和2年6月30日 ・香川県最賃の改正諮問 ・審議会運営規程等承認 ・議事録署名委員の指名 ・審議の進め方等承認 ・令6条5項適用の決議	② 令和2年7月22日 ・参考人意見聴取 ・今後の審議日程	③ 令和2年7月31日 ・中賃の目安伝達 ・特定(冷食、機械、船舶、電気)最賃改正の必要性の有無の諮問 ・今後の審議日程	④ 令和2年8月5日 ・香川県最賃の改正決定 答申内容、時間額820円 (+2円、0.24%アップ) ・特定(冷食、機械、船舶、電気)最賃改正の必要性有の答申 ・特定(冷食、機械、船舶、電気)最賃の改正諮問	
	⑤ 令和2年8月21日 ・香川県最賃の答申内容に係る異議申出について審議 ・2.8.5付け答申どおり決定することが適当との答申	⑥ 令和2年11月25日 ・香川県及び全国の地域別最賃、特定最賃の改正状況報告	⑦ 令和3年3月18日(予定) ・令和3年度特定最賃改正等の意向確認 ・令和3年度審議の進め方等(案)の審議		
運営小委員会 2.6.30 委員指名	① 令和2年7月31日 ・特定(冷食、機械、船舶、電気)最賃改正の必要性の有無審議				
公益委員会					
実地視察					
専 門 部 会	香川県最低賃金 2.7.15 委員委嘱	① 令和2年7月22日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・議事録署名委員の指名 ・生活保護関連資料説明 ・今後の審議日程	② 令和2年7月31日 ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議	③ 令和2年8月4日 ・金額審議	④ 令和2年8月5日 ・金額審議 ・反対3、賛成5で結審 本審へ報告 報告内容、時間額820円 (+2円、0.24%アップ) 令和2年10月1日効力発生
	冷凍調理食品製造業最低賃金 2.8.21 委員委嘱	① 令和2年9月25日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程 ・議事録署名委員の指名	② 令和2年10月5日 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議	③ 令和2年10月8日 ・金額審議 全会一致 答申内容 時間額821円 (+2円 0.24%アップ) 令和2.12.15 指定日発効	
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 2.8.21 委員委嘱	① 令和2年9月25日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程 ・議事録署名委員の指名	② 令和2年9月29日 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議	③ 令和2年10月6日 ・金額審議 全会一致 答申内容 時間額943円 (+3円 0.32%アップ) 令和2.12.15 指定日発効	
	船舶製造・修理業、船用機低賃金 2.8.21 委員委嘱	① 令和2年9月25日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程 ・議事録署名委員の指名	② 令和2年10月1日 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議	③ 令和2年10月9日 ・金額審議(公益案)全会一致 答申内容 時間額956円 (+3円 0.31%アップ) 令和2.12.15 指定日発効	
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 2.8.21 委員委嘱	① 令和2年9月25日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程 ・議事録署名委員の指名	② 令和2年10月2日 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議	③ 令和2年10月5日 ・金額審議(公益案)全会一致 答申内容 時間額886円 (+3円 0.34%アップ) 令和2.12.15 指定日発効	



令和2年8月5日

香川労働局長  
本間之輝 殿

香川地方最低賃金審議会  
会長 柴田 潤子



香川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年6月30日付け香労発基0630第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、平成30年10月1日発効の香川県最低賃金（時間額792円）は、平成30年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

当審議会としては、政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための効果的な支援や、取引条件の改善等に積極的に取り組むことを強く要望する。

## 香川県最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 820円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

## 香川県最低賃金と生活保護との比較について

### 1 最低賃金

- (1) 件名 香川県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 792円
- (3) 発効日 平成30年10月1日

### 2 生活保護

- (1) 比較対象者  
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
平成30年度
- (3) 生活保護水準（平成30年度）  
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の香川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（92,384円）。

### 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると、香川県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$792\text{円（香川県最低賃金）} \times 173.8\text{（1箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.818\text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = 112,597\text{円}$$





令和2年8月21日

香川労働局長

本間之輝 殿

香川地方最低賃金審議会

会長 柴田潤子



当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和2年8月21日貴職から、8月5日付け香川県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する香川県労働組合総連合及び香川連帯ユニオンからの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和2年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。



令和2年8月5日

香川労働局長

本間之輝 殿

香川地方最低賃金審議会

会長 柴田潤子



最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和2年7月31日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった「香川県冷凍調理食品製造業最低賃金」、「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」及び「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記のとおりの結論に達したので答申する。

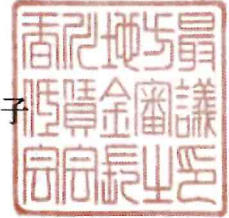
記

「香川県冷凍調理食品製造業最低賃金」、「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」及び「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」について、改正決定することを必要と認める。

令和2年10月5日

香川労働局長  
本間 之輝 殿

香川地方最低賃金審議会  
会 長 柴田 潤子



香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信  
機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年8月5日付け香労発基0805第1号をもって貴職から諮問の  
あった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に  
達したので答申する。

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、電気機械器具製造業（電池製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は賄いの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 886 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定期発効（令和2年12月15日）

令和2年10月5日

香川地方最低賃金審議会

会長 柴田 潤子 殿

香川地方最低賃金審議会

香川県電子部品・デバイス・電子回路、  
電気機械器具、情報通信機械器具製造業  
最低賃金専門部会

部会長 東 圭介

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信  
機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年8月5日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員

東 圭介

門 裕介

笠居佐都美

春日川路子

土田和樹

木下和洋

柴田潤子

真鍋貴光

窪田伸一

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、  
情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、電気機械器具製造業（電池製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は賄いの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 886 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（令和2年12月15日）



資料No.5-3

令和2年10月6日

香川労働局長  
本間 之輝 殿

香川地方最低賃金審議会  
会 長 柴田 潤子



香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具  
製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年8月5日付け香労発基0805第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 943 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（令和2年12月15日）



令和2年10月6日

香川地方最低賃金審議会

会長 柴田 潤子 殿

香川地方最低賃金審議会

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、  
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 籠池 信宏

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具  
製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年8月5日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員

籠池 信宏

末沢 章伸

川西 英忠

柴田 潤子

中村 亨

近澤 亨

高塚 順子

山中 功

村上 康裕

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

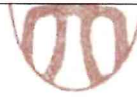
1時間 943 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（令和2年12月15日）



資料No.5-4

令和2年10月8日

香川労働局長  
本間 之輝 殿

香川地方最低賃金審議会  
会 長 柴田 潤子



香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年8月5日付け香労発基 0805 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で冷凍調理食品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が冷凍調理食品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は雑役の業務

ロ 手作業による原料の前処理の業務

ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 821円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（令和2年12月15日）

令和2年10月8日

香川地方最低賃金審議会

会長 柴田 潤子 殿

香川地方最低賃金審議会

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金専門部会

部会長 高塚 順子

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年8月5日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員

籠池 信宏

大島 幹敏

濱田 徹

春日川 路子

國方 利泰

増田 浩

高塚 順子

大尾 幸司

横山 正久

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で冷凍調理食品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が冷凍調理食品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は雑役の業務

ロ 手作業による原料の前処理の業務

ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 821 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（令和2年12月15日）



資料No.5-5

令和2年10月9日

香川労働局長  
本間 之輝 殿

香川地方最低賃金審議会  
会 長 柴田 潤子



香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業  
最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年8月5日付け香労発基0805第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業，船用機関製造業，当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業，船用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 956円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（令和2年12月15日）



令和2年10月9日

香川地方最低賃金審議会

会長 柴田 潤子 殿

香川地方最低賃金審議会

香川県船舶製造・修理業，

舶用機関製造業最低賃金専門部会

部会長 柴田 潤子

香川県船舶製造・修理業，舶用機関製造業  
最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年8月5日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員

東 圭 介

和 泉 洋

家 田 卓 宏

籠 池 信 宏

立 石 猛

篠 原 敬 周

柴 田 潤 子

中 原 純 平

山 脇 文 隆

香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業、船用機関製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業、船用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 956 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（令和2年12月15日）

# 特定最低賃金対象業種の状況

資料No.6

## 1 適用事業場数の推移

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
冷食	24	24	52	47	47	48	49	50	50
機械	300	291	281	339	338	341	337	330	327
船舶	210	200	211	158	169	201	199	133	134
電気	119	115	122	145	145	129	130	131	130

## 2 基幹労働者数の推移

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
冷食	909	901	1,691	1,523	1,438	1,600	1,886	1,987	1,989
機械	6,503	5,619	5,509	6,268	6,274	6,735	6,663	6,078	6,048
船舶	3,688	4,046	4,320	4,471	4,430	4,308	4,310	3,587	3,576
電気	2,841	2,751	3,119	4,203	5,144	5,421	4,278	5,061	5,060

## 3 申出者が代表する基幹労働者数の推移

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
冷食		521	502	496	593	651	607	616	581
機械	2,115	2,197	2,455	2,640	2,731	2,774	2,708	2,693	2,700
船舶	2,311	2,154	1,760	1,764	2,025	2,057	2,060	2,019	2,015
電気	2,124	2,100	2,009	1,938	1,971	1,835	1,827	1,919	1,938

## 4 影響率(( )内は未満率)

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
県最賃	2.0%	1.7%	3.5%	2.8%	4.5%	6.6%	6.5%	8.1%	2.4%
	(1.3%)	(0.8%)	(0.5%)	(1.7%)	(1.2%)	(1.1%)	(1.6%)	(1.0%)	(1.3%)

### 基幹労働者

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
冷食		6.4%	6.6%	3.5%	6.0%	5.6%	6.7%	13.6%	10.6%
		(5.9%)	(6.4%)	(3.0%)	(4.1%)	(2.7%)	(2.1%)	(5.2%)	(4.4%)
機械	3.5%	4.3%	4.0%	3.1%	4.7%	6.5%	3.5%	6.3%	8.0%
	(2.9%)	(3.9%)	(3.2%)	(2.6%)	(3.2%)	(3.9%)	(1.9%)	(3.2%)	(5.2%)
船舶	4.0%	2.8%	5.0%	4.9%	4.1%	7.5%	5.6%	5.2%	2.9%
	(2.6%)	(2.2%)	(2.5%)	(1.3%)	(3.9%)	(3.9%)	(2.7%)	(3.6%)	(2.9%)
電気	6.7%	2.9%	4.9%	8.0%	7.3%	9.4%	5.0%	15.6%	8.5%
	(5.7%)	(2.9%)	(2.5%)	(1.6%)	(4.8%)	(6.4%)	(2.7%)	(10.1%)	(5.1%)

## 5 中位数(単位円)全労働者

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
冷食	867	857	888	877	978	897	946	963	970
機械	1,266	1,283	1,249	1,282	1,351	1,309	1,313	1,307	1,316
船舶	1,455	1,406	1,392	1,313	1,470	1,350	1,440	1,455	1,461
電気	1,152	1,181	1,190	1,196	1,275	1,243	1,220	1,255	1,190

\* 賃金の低い者から高い者へと順番に並べた時に、ちょうど真ん中に位置する者の賃金額。

## 6 各年の引上げ額の推移(単位円)

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
中賃目安 (Cランク)	4	10	14	16	22	24	25	26	—
目安 上積額	+3	+2	+2	+1	+1	±0	+1	±0	+2
県最賃	7	12	16	17	23	24	26	26	2
冷食	0	2	3	2	2	15	26	26	2
機械	7	10	13	14	19	21	25	25	3
船舶	6	9	14	16	21	22	25	25	3
電気	8	10	13	15	17	19	21	21	3

令和2年8月21日（金）

照会先  
労働基準局賃金課  
課長 大塚 弘満  
副主任中央 水島 康雄  
賃金指導官  
(代表) 03-5253-1111  
(内線5531、5546)

報道関係者 各位

# すべての都道府県で地域別最低賃金の 答申がなされました

～40県で最低賃金を引き上げ、答申での全国加重平均額は902円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が、本日までに答申した令和2年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」という。）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、7月22日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」などを参考として、各地方最低賃金審議会で調査・審議した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月上旬までの間に順次発効される予定です。

## 令和2年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント

最低賃金の引き上げを行ったのは40県で、1円～3円の引き上げ  
(引き上げ額が1円は17県、2円は14県、3円は9県)

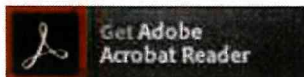
改定後の全国加重平均額は902円（昨年度901円）

最高額（1,013円）と最低額（792円）の金額差は、221円（昨年度は223円）

最高額に対する最低額の比率は、78.2%（昨年度は78.0%）

 [（別紙）令和2年度地域別最低賃金額答申状況（PDF：129KB）](#) 

 [（参考）地域別最低賃金の改正手続の流れ（PDF：46KB）](#) 



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

令和2年度 地域別最低賃金 答申状況

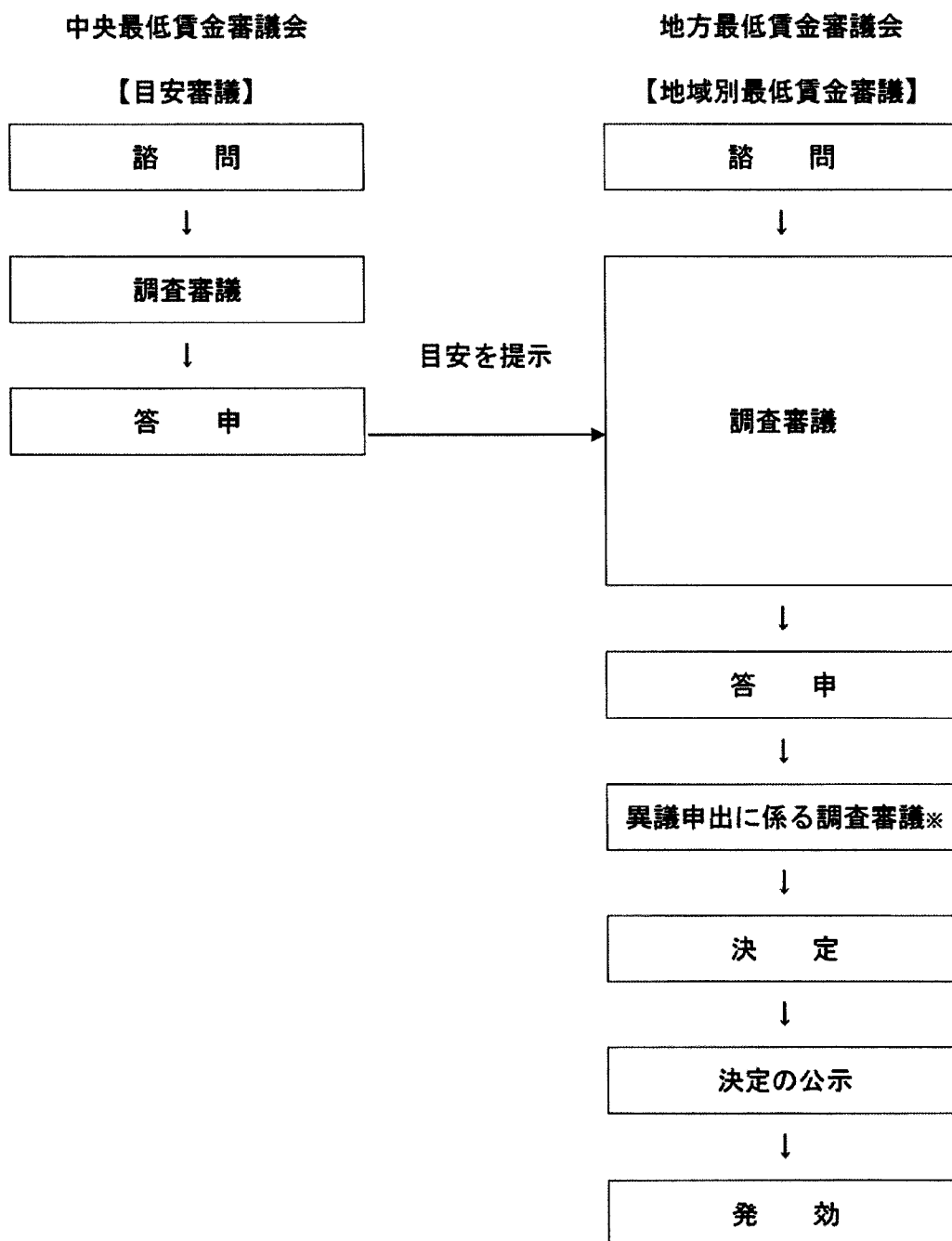
都道府県名	ランク	改定額【円】 (※1)	引上げ額【円】	発効予定年月日 (※2)
北海道	C	861 ( 861 )	- (※3)	- (※3)
青森	D	793 ( 790 )	3	2020年 10月3日
岩手	D	793 ( 790 )	3	2020年 10月3日
宮城	C	825 ( 824 )	1	2020年 10月1日
秋田	D	792 ( 790 )	2	2020年 10月1日
山形	D	793 ( 790 )	3	2020年 10月3日
福島	D	800 ( 798 )	2	2020年 10月2日
茨城	B	851 ( 849 )	2	2020年 10月1日
栃木	B	854 ( 853 )	1	2020年 10月1日
群馬	C	837 ( 835 )	2	2020年 10月3日
埼玉	A	928 ( 926 )	2	2020年 10月1日
千葉	A	925 ( 923 )	2	2020年 10月1日
東京	A	1,013 ( 1013 )	-	-
神奈川	A	1,012 ( 1011 )	1	2020年 10月1日
新潟	C	831 ( 830 )	1	2020年 10月1日
富山	B	849 ( 848 )	1	2020年 10月1日
石川	C	833 ( 832 )	1	2020年 10月7日
福井	C	830 ( 829 )	1	2020年 10月2日
山梨	B	838 ( 837 )	1	2020年 10月8日 → 10月9日
長野	B	849 ( 848 )	1	2020年 10月1日
岐阜	C	852 ( 851 )	1	2020年 10月1日
静岡	B	885 ( 885 )	-	-
愛知	A	927 ( 926 )	1	2020年 10月1日
三重	B	874 ( 873 )	1	2020年 10月1日
滋賀	B	868 ( 866 )	2	2020年 10月1日
京都	B	909 ( 909 )	-	-
大阪	A	964 ( 964 )	-	-
兵庫	B	900 ( 899 )	1	2020年 10月1日
奈良	C	838 ( 837 )	1	2020年 10月1日
和歌山	C	831 ( 830 )	1	2020年 10月1日
鳥取	D	792 ( 790 )	2	2020年 10月2日
島根	D	792 ( 790 )	2	2020年 10月1日
岡山	C	834 ( 833 )	1	2020年 10月1日 → 10月3日
広島	B	871 ( 871 )	-	-
山口	C	829 ( 829 )	-	-
徳島	C	796 ( 793 )	3	2020年 10月3日 → 10月4日
香川	C	820 ( 818 )	2	2020年 10月1日
愛媛	D	793 ( 790 )	3	2020年 10月3日
高知	D	792 ( 790 )	2	2020年 10月3日
福岡	C	842 ( 841 )	1	2020年 10月1日
佐賀	D	792 ( 790 )	2	2020年 10月2日
長崎	D	793 ( 790 )	3	2020年 10月3日
熊本	D	793 ( 790 )	3	2020年 10月1日
大分	D	792 ( 790 )	2	2020年 10月1日
宮崎	D	793 ( 790 )	3	2020年 10月3日
鹿児島	D	793 ( 790 )	3	2020年 10月3日
沖縄	D	792 ( 790 )	2	2020年 10月3日
全国加重平均		902 ( 901 )	1	-

※1 括弧内の数字は、改訂前の地域別最低賃金額

※2 発効予定年月日は、異議申立てがなかった場合の日付

※3 地域別最低賃金について、現行どおりの答申があった場合には、当該地域の労働局長は改正決定を行わない。

## 地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催

**香川労働局発表**

令和2年9月28日

報道関係者各位

担	香川労働局労働基準部賃金室 賃金室長 松尾 武司 室長補佐 植田 泰明
当	【電話】087-811-8919 【夜間】087-811-8926 <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/">https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/</a>

**「香川県最低賃金」を時間額820円に改正**

—令和2年10月1日より効力発生—

香川労働局（局長 ほんま ゆきてる 本間 之輝）は、令和2年8月21日に開催された香川地方最低賃金審議会（会長 しばたじゅんこ 柴田潤子 氏）からの最終答申を受けて、香川県最低賃金を「時間額820円」に改正決定し、令和2年9月1日付けの官報に公示しました。新しい最低賃金は、10月1日（木）より効力が発生します。

香川労働局では、改正された最低賃金額の周知徹底を図るとともに、引き続き中小企業・小規模事業場に対する支援を進めていくこととしています。

<香川県最低賃金の改正答申の概要>

- 1 適用する地域：香川県全域
- 2 適用する使用者：香川県内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者：上記の使用者に雇用される労働者
- 4 最低賃金額：時間額820円（現行 時間額818円）
- 5 効力発生の日：令和2年10月1日



<経過>

香川地方最低賃金審議会は、令和2年6月30日に香川労働局長から諮問を受けて、改正に係る審議を重ねてきました。

8月5日に開かれた同審議会において、香川県最低賃金を2円引き上げて時間額820円とすることが適当との答申が行われました。

この答申に対して、8月20日までに異議の申出がなされ、同審議会において、8月21日、異議の取扱いについての審議が行われ、審議の結果、8月5日付け答申どおり決定することが適当との結論に至り、同日、同審議会から香川労働局長へ最終答申がなされました。

これを受け、香川労働局長は、最終答申どおりの内容で令和2年9月1日付けの官報に公示しました。その結果、最低賃金法第14条第2項の規定により、官報の公示から30日後である令和2年10月1日より香川県最低賃金が時間額820円となります。

<参考>

	時間額	効力発生日
答申内容	820円	令和2年10月1日
現行(A)	818円	令和元年10月1日
引上げ額(B)	2円	
引上げ率	0.24%	$= (B) \div (A) \times 100$

<添付資料>

- 別紙1 最低賃金制度の概要等
- 別紙2 四国各県の地域別最低賃金の推移
- 別紙3 リーフレット

## 最低賃金制度の概要等

## 1 最低賃金制度の概要

## (1) 最低賃金制度とは

国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者はその金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度。

仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めてもそれは無効とされ、最低賃金額と同じ定めをしたものとみなされる。

## (2) 最低賃金の種類と適用

最低賃金には、産業や職種にかかわらず地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と、例えば冷凍調理食品製造業や造船業などの特定の産業で働く一定の労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」とがある。

## (3) 最低賃金の決定等

- ① 最低賃金は、最低賃金審議会において賃金の実態調査結果等各種統計資料などを参考にしながら審議が行われ、
  - ㊶地域における労働者の生計費及び㊵賃金並びに㊴通常の事業の賃金支払い能力の3要素を考慮して決定されることとなっており、㊶を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。
- ② 最低賃金審議会については、厚生労働省に中央最低賃金審議会が、都道府県労働局に地方最低賃金審議会が置かれている。
- ③ 香川地方最低賃金審議会は、公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員各5名の合計15名で構成されている。
- ④ 最低賃金の改正において、地方最低賃金審議会は、都道府県労働局長の諮問を受けて調査審議し、都道府県労働局長あて答申する。都道府県労働局長は、地方最低賃金審議会の答申を受けて最低賃金を改正決定する。

## 2 今回の改正決定について

今回の改正は現行の香川県最低賃金の時間額818円を2円引き上げるもので、これは、最低賃金が時間額で決まるようになった平成14年度以降では、平成14年度(0円)、平成15～16年度(1円)、平成21年度(1円)に次いで低い。平成28年度～令和元年度は、20円超えで引き上げていた。

四国各県の地域別最低賃金の推移  
(平成3年度～令和2年度)

		香 川			徳 島		愛 媛		高 知	
		最賃額	引上率	引上額	最賃額	引上率	最賃額	引上率	最賃額	引上率
3	日 額	3,983	4.93	187	3,981	4.87	3,982	4.90	3,981	4.87
	時間額	499	5.05	24	498	4.84	498	4.84	498	4.84
4	日 額	4,152	4.24	169	4,151	4.27	4,152	4.27	4,150	4.25
	時間額	520	4.21	21	520	4.42	520	4.42	520	4.42
5	日 額	4,283	3.16	131	4,282	3.16	4,283	3.16	4,281	3.16
	時間額	537	3.27	17	536	3.08	536	3.08	536	3.08
6	日 額	4,388	2.45	105	4,385	2.41	4,386	2.40	4,383	2.38
	時間額	550	2.42	13	550	2.61	550	2.61	550	2.61
7	日 額	4,497	2.48	109	4,485	2.28	4,486	2.28	4,483	2.28
	時間額	565	2.73	15	563	2.36	563	2.36	562	2.18
8	日 額	4,599	2.27	102	4,581	2.14	4,582	2.14	4,578	2.12
	時間額	577	2.12	12	574	1.95	574	1.95	573	1.96
9	日 額	4,709	2.39	110	4,684	2.25	4,685	2.25	4,680	2.23
	時間額	590	2.25	13	588	2.44	588	2.44	585	2.09
10	日 額	4,802	1.97	93	4,770	1.84	4,770	1.81	4,764	1.79
	時間額	602	2.03	12	597	1.53	597	1.53	596	1.88
11	日 額	4,849	0.98	47	4,813	0.90	4,813	0.90	4,807	0.90
	時間額	608	1.00	6	602	0.84	602	0.84	601	0.84
12	日 額	4,891	0.87	42	4,852	0.81	4,852	0.81	4,845	0.79
	時間額	613	0.82	5	607	0.83	607	0.83	606	0.83
13	日 額	4,926	0.72	35	4,885	0.68	4,885	0.68	4,878	0.68
	時間額	618	0.81	5	611	0.66	611	0.66	610	0.66
14	日 額	廃止	—		廃止	—	廃止	—	廃止	—
	時間額	618	0.00	0	611	0.00	611	0.00	611	0.16
15	時間額	619	0.16	1	611	0.00	611	0.00	611	0.00
16	時間額	620	0.16	1	612	0.16	612	0.16	611	0.00
17	時間額	625	0.81	5	615	0.49	614	0.33	613	0.33
18	時間額	629	0.64	4	617	0.33	616	0.33	615	0.33
19	時間額	640	1.75	11	625	1.30	623	1.14	622	1.14
20	時間額	651	1.72	11	632	1.12	631	1.28	630	1.29
21	時間額	652	0.15	1	633	0.16	632	0.16	631	0.16
22	時間額	664	1.84	12	645	1.90	644	1.90	642	1.74
23	時間額	667	0.45	3	647	0.31	647	0.47	645	0.47
24	時間額	674	1.05	7	654	1.08	654	1.08	652	1.09
25	時間額	686	1.78	12	666	1.83	666	1.83	664	1.84
26	時間額	702	2.33	16	679	1.95	680	2.10	677	1.96
27	時間額	719	2.42	17	695	2.36	696	2.35	693	2.36
28	時間額	742	3.20	23	716	3.02	717	3.02	715	3.17
29	時間額	766	3.23	24	740	3.35	739	3.07	737	3.08
30	時間額	792	3.39	26	766	3.51	764	3.38	762	3.39
R元	時間額	818	3.28	26	793	3.52	790	3.40	790	3.67
R2	時間額	820	0.24	2	796	0.38	793	0.38	792	0.25

\*発効年月日は、平成4年度の徳島のみが10月2日、その他は平成18年度までは各県とも10月1日である。  
平成19年度は、徳島、香川が10月21日、愛媛が10月25日、高知が10月26日である。  
平成20年度は、徳島が11月7日、香川が10月19日、愛媛が10月24日、高知が10月26日である。  
平成21年度は、各県とも10月1日である。  
平成22年度は、徳島、香川が10月16日、愛媛、高知が10月27日である。  
平成23年度は、徳島が10月15日、香川が10月5日、愛媛が10月20日、高知が10月26日である。  
平成24年度は、徳島が10月19日、香川が10月5日、愛媛が10月24日、高知が10月26日である。  
平成25年度は、徳島が10月30日、香川が10月24日、愛媛が10月31日、高知が10月26日である。  
平成26年度は、徳島、香川が10月1日、愛媛が10月12日、高知が10月26日である。  
平成27年度は、徳島が10月4日、香川が10月1日、愛媛が10月3日、高知が10月18日である。  
平成28年度は、徳島が10月1日、香川が10月1日、愛媛が10月1日、高知が10月16日である。  
平成29年度は、徳島が10月5日、香川が10月1日、愛媛が10月1日、高知が10月13日である。  
平成30年度は、徳島が10月1日、香川が10月1日、愛媛が10月1日、高知が10月5日である。  
令和元年度は、徳島が10月1日、香川が10月1日、愛媛が10月1日、高知が10月5日である。  
令和2年度は、徳島が10月4日、香川が10月1日、愛媛が10月3日、高知が10月3日である。

守ってね！最低賃金。

パート、アルバイトの方、学生さんも  
すべてのひとに適用されます。  
自分の最低賃金、ちゃんと調べようね。

香川県 最低賃金

820 円



令和2年  
10月1日から  
[時間額]

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/> [最低賃金制度](#) [検索](#)



最低賃金に関するお問い合わせは

香川労働局または最寄りの労働基準監督署へ

香川労働局ホームページアドレス

<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>

# 最低賃金制度って何？

働くすべての人に、  
賃金の最低額（最低賃金額）を  
保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの  
働き方の違いにかかわらず、  
すべての労働者に適用されるんです。



## 確認の方法は？

(※1)  
確認したい賃金を時間額にして、  
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

### 最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合	<table border="1"> <tr><th>時間給</th></tr> <tr><td>円</td></tr> </table> $\geq$ <table border="1"> <tr><th>最低賃金額(時間額)</th></tr> <tr><td>円</td></tr> </table>	時間給	円	最低賃金額(時間額)	円				
時間給									
円									
最低賃金額(時間額)									
円									
2 日給の場合	<table border="1"> <tr><th>日給</th></tr> <tr><td>円</td></tr> </table> $\div$ <table border="1"> <tr><th>1日の平均所定労働時間</th></tr> <tr><td>時間</td></tr> </table> $=$ <table border="1"> <tr><th>時間額</th></tr> <tr><td>円</td></tr> </table> $\geq$ <table border="1"> <tr><th>最低賃金額(時間額)</th></tr> <tr><td>円</td></tr> </table>	日給	円	1日の平均所定労働時間	時間	時間額	円	最低賃金額(時間額)	円
日給									
円									
1日の平均所定労働時間									
時間									
時間額									
円									
最低賃金額(時間額)									
円									
3 月給の場合	<table border="1"> <tr><th>月給</th></tr> <tr><td>円</td></tr> </table> $\div$ <table border="1"> <tr><th>1か月の平均所定労働時間</th></tr> <tr><td>時間</td></tr> </table> $=$ <table border="1"> <tr><th>時間額</th></tr> <tr><td>円</td></tr> </table> $\geq$ <table border="1"> <tr><th>最低賃金額(時間額)</th></tr> <tr><td>円</td></tr> </table>	月給	円	1か月の平均所定労働時間	時間	時間額	円	最低賃金額(時間額)	円
月給									
円									
1か月の平均所定労働時間									
時間									
時間額									
円									
最低賃金額(時間額)									
円									

4 上記 1, 2, 3 が  
組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で  
各手当（職務手当など）が  
月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額  $\geq$  最低賃金額（時間額）

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）② 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥ 精進手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で  
自分の地域の  
最低賃金を  
チェックしましょう！

中小企業事業者の皆さんへ

賃金の引上げを支援します。

最大450万円を助成

業務改善  
助成金

「業務改善助成金」は、生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。支給対象者と支給要件、助成金は一定の条件があります。

詳しくは、こちら [業務改善助成金](#) 検索

賃金引上げを  
支援する助成金を  
積極的に  
利用しましょう。



専門家による無料相談を  
実施しています。

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら [働き方改革推進支援センター](#) 検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら [働き方改革推進支援資金](#) 検索

リサイクル適性<sup>®</sup>

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

(R2.9)

# 最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定最低賃金」があります。

### 地域別最低賃金

すべての労働者に適用  
すべての使用者が遵守



※ 改正後

### 特定最低賃金\*

特定地域内の特定産業について定められています。例えば、

- 農林業から小売業
- 建設業から小売業
- 観光業から小売業
- 山岳観光
- 観光業

※ 改正後

※ 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者に適用されます。

※ 地域別最低賃金は、労働者、パート、学生アルバイト、嘱託などの雇用形態や労働者にかかわらず、すべての労働者に適用されます。

※ 特定最低賃金の対象は「特定最低賃金」です。

※ 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者に適用されます。

※ 地域別最低賃金は、労働者、パート、学生アルバイト、嘱託などの雇用形態や労働者にかかわらず、すべての労働者に適用されます。

# 派遣労働者の最低賃金は？

派遣元の事業場の所在地にかかわらず、派遣先の最低賃金が保障されます。

派遣元の事業場が別の都道府県にある例

派遣先	派遣元
埼玉県 最低賃金 928円	東京都 最低賃金 1,013円

派遣先の最低賃金(928円)が適用されます。

※ 東京都(2022年9月10日現在)のデータ。

派遣元の事業場が別の都道府県にない例

派遣先	派遣元
東京都 最低賃金 909円	兵庫県 最低賃金 963円

派遣先の最低賃金(963円)が適用されます。

※ 兵庫県(2022年9月10日現在)のデータ。

# 地域別最低賃金額一覧(47都道府県)

都道府県名	最低賃金(円)	改正月日	業種数(件)	改正月日	業種数(件)	改正月日
北海道	861 (861)	—	—	862年 10月10日	2	862年 10月10日
青森	793 (790)	3	3	862年 10月10日	—	862年 10月10日
岩手	793 (790)	3	3	862年 10月10日	—	862年 10月10日
宮城	825 (824)	1	1	862年 10月10日	1	862年 10月10日
秋田	792 (790)	2	2	862年 10月10日	1	862年 10月10日
山形	793 (790)	3	3	862年 10月10日	1	862年 10月10日
福島	800 (798)	2	2	862年 10月10日	2	862年 10月10日
茨城	851 (849)	2	2	862年 10月10日	2	862年 10月10日
栃木	854 (853)	1	1	862年 10月10日	1	862年 10月10日
群馬	837 (835)	2	2	862年 10月10日	—	862年 10月10日
埼玉	928 (926)	2	2	862年 10月10日	—	862年 10月10日
千葉	925 (923)	2	2	862年 10月10日	3	862年 10月10日
東京	1,013 (1,013)	—	—	862年 10月10日	2	862年 10月10日
神奈川	1,012 (1,011)	1	1	862年 10月10日	3	862年 10月10日
新潟	831 (830)	1	1	862年 10月10日	2	862年 10月10日
富山	849 (848)	1	1	862年 10月10日	2	862年 10月10日
石川	833 (832)	1	1	862年 10月10日	1	862年 10月10日
福井	830 (829)	1	1	862年 10月10日	2	862年 10月10日
山梨	838 (837)	1	1	862年 10月10日	3	862年 10月10日
長野	849 (848)	1	1	862年 10月10日	3	862年 10月10日
岐阜	852 (851)	1	1	862年 10月10日	3	862年 10月10日
静岡	885 (885)	—	—	862年 10月10日	3	862年 10月10日
愛知	927 (926)	1	1	862年 10月10日	2	862年 10月10日
三重	874 (873)	1	1	862年 10月10日	1	862年 10月10日
全国調査平均値	902 (901)	—	—	—	—	—

雇用者も、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

最低賃金に関する情報サイト  
<http://www.mitsubachi.co.jp/>

最低賃金確認



守ってね！最低賃金。

自分の最低賃金、ちゃんと調べようね。

パート、アルバイトの方、学生さんもすべてのひとに適用されます。

雇用者も、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。



# 最低賃金制度って何？



働くすべての人に、賃金の最低額(最低賃金額)を保障する制度です。年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

最低賃金額以上を支払わないと...

労働者が労働者に対して最低賃金額未満の賃金を支払った場合には、最低賃金額の額を元金とする罰金を支払わなければなりません。また、逆に最低賃金額より高い賃金を労働者に支払った場合には罰金を支払う必要はありません。最低賃金額は労働者の賃金の下限であり、最低賃金額以上の賃金を労働者に支払った場合には、罰金(50万円以下)が定められています。

## 中小企業事業者の皆さんへ 業務改善助成金のご案内

### 業務改善助成金

最大550万円を助成  
 「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを付けた場合、互換の条件に反しても費用の一部を助成します。

### 業務改善事例 ベルトコンベアの導入による弁当の盛り付け作業の効率化

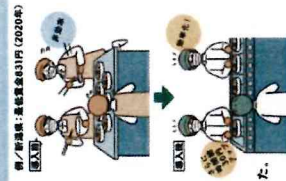
企業概要 | 所在地:新潟県 従業員数:40人 事業:食品製造販売  
 業 種 | 弁当製品の盛り付け時間短縮のため、設備投資による業務効率化を検討しました。

対比  
 設備の導入前  
 設備の導入後

業務改善の成果  
 28人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を30円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引き上げを実施した。



賃金引上げや業務改善を同時に実施することで、業務改善助成金を活用します。



## 最低賃金の確認の方法は？ 確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額(時間額)と比較しよう。

**最低賃金額との比較方法** あなたの賃金を支払われる事業場の最低賃金額(時間額)と比較しよう。(単位:円)

**1 時間給の場合**  
 時間給 円 ≥ 最低賃金額 円

**2 日給の場合**  
 日給 円 ÷ 日平均労働時間(時間) = 最低賃金額 円

**3 月給の場合**  
 月給 円 ÷ 月平均労働時間(時間) = 最低賃金額 円

**4 上記1,2,3が組み合わさっている場合**  
 例えば、基本給が日給で、各手当(職務手当など)が月給の場合

使用者のみならず、雇用者は、最低賃金額などを作業場のみならず、就業場の外でも周知する必要があります。

**事例1 ● 給与で支払われる人の場合、月給のみの場合**

Aさんに支払われる月額も、最低賃金を満たしていません。  
 ① 166,000円 ÷ 8,000時間 = 20,750円  
 この金額を時間給として計算し、最低賃金額と比較すると、166,000円 ÷ 1か月の平均所定労働時間(160時間) = 1,037.5円 < 最低賃金額(160時間) 850円  
 となり、最低賃金額を下まわっています。

**事例2 ● Aさんで働くBさんの場合、日給と月給を合わせた場合**

基本給(月給)と職務手当(月給)を合わせます。  
 ① 5,000円 ÷ 1日(8時間)労働時間(8時間) = 625円  
 ② 24,000円 ÷ 1か月の平均所定労働時間(160時間) = 150円  
 ③ 625円 + 150円 = 775円 < 850円 となり、最低賃金額を下まわっています。

(1) 最低賃金額(時間額)は、基本給(月給) ÷ 8時間(1日) × 1か月の平均所定労働時間(160時間)で計算します。  
 (2) 最低賃金額(時間額)は、基本給(月給) ÷ 1か月の平均所定労働時間(160時間)で計算します。  
 (3) 最低賃金額(時間額)は、基本給(月給) ÷ 1日(8時間)労働時間(8時間)で計算します。  
 (4) 最低賃金額(時間額)は、基本給(月給) ÷ 1日(8時間)労働時間(8時間)で計算し、職務手当(月給) ÷ 1か月の平均所定労働時間(160時間)で計算し、両者を合わせた金額で計算します。

**助成金の流れ**

- 1 助成金の申請・交付申請書、事業計画書など、申請書の提出と審査
- 2 交付決定後、事業計画書などに基づいて事業実施
- 3 申請書に添付した資料に基づいて審査実施
- 4 交付

この他にも様々な事業がごまいます。ご相談ください。

**助成金が支給額が決定!**

60万円以上の事業計画書が提出された場合は、申請書の審査が完了後、100万円以内の助成金を支給します。申請書の審査が完了後、100万円以上の事業計画書が提出された場合は、申請書の審査が完了後、200万円以内の助成金を支給します。申請書の審査が完了後、200万円以上の事業計画書が提出された場合は、申請書の審査が完了後、300万円以内の助成金を支給します。申請書の審査が完了後、300万円以上の事業計画書が提出された場合は、申請書の審査が完了後、400万円以内の助成金を支給します。申請書の審査が完了後、400万円以上の事業計画書が提出された場合は、申請書の審査が完了後、500万円以内の助成金を支給します。申請書の審査が完了後、500万円以上の事業計画書が提出された場合は、申請書の審査が完了後、600万円以内の助成金を支給します。申請書の審査が完了後、600万円以上の事業計画書が提出された場合は、申請書の審査が完了後、700万円以内の助成金を支給します。申請書の審査が完了後、700万円以上の事業計画書が提出された場合は、申請書の審査が完了後、800万円以内の助成金を支給します。申請書の審査が完了後、800万円以上の事業計画書が提出された場合は、申請書の審査が完了後、900万円以内の助成金を支給します。申請書の審査が完了後、900万円以上の事業計画書が提出された場合は、申請書の審査が完了後、1,000万円以内の助成金を支給します。

コース	1日(8時間)労働時間	月平均労働時間	1か月の平均所定労働時間
25円コース	1A: 2,500円 2-7A: 4,000円 7A以上: 6,000円	1A: 10,000円 2-7A: 20,000円 7A以上: 30,000円	1A: 80,000円 2-7A: 160,000円 7A以上: 240,000円
30円コース	1A: 3,000円 2-7A: 4,500円 7A以上: 6,500円	1A: 12,000円 2-7A: 22,500円 7A以上: 32,500円	1A: 96,000円 2-7A: 180,000円 7A以上: 260,000円
40円コース	1A: 4,000円 2-7A: 5,500円 7A以上: 7,500円	1A: 16,000円 2-7A: 27,500円 7A以上: 37,500円	1A: 128,000円 2-7A: 220,000円 7A以上: 300,000円
90円コース	1A: 9,000円 2-7A: 10,500円 7A以上: 12,500円	1A: 36,000円 2-7A: 42,500円 7A以上: 50,000円	1A: 288,000円 2-7A: 340,000円 7A以上: 400,000円

事業場内最低賃金 850円未満  
 事業場内最低賃金 850円未満  
 事業場内最低賃金 850円未満  
 事業場内最低賃金 850円未満

無料相談  
 全国で100以上の相談窓口が設置されています。お気軽にご相談ください。  
 無料相談センター  
 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 日本郵政グループビル5階505号室

香川労働局発表  
令和2年11月10日

担  
当

香川労働局労働基準部賃金室  
賃金室長 松尾 武司  
室長補佐 植田 泰明  
【電話】087-811-8919 【夜間】087-811-8926  
<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>

香川県の特定最低賃金の改正決定(発効)について

令和2年度香川県の特定最低賃金について、香川労働局長(局長 ほんま ゆきてる 本間 之輝)が下表のとおり改正決定し、令和2年11月10日までに順次官報に掲載して公示を行い、令和2年12月15日付けで発効することとなりましたので、公表します。

香川県の特定最低賃金	時間額	引上げ	効力発生日
冷凍調理食品製造業最低賃金	821円	2円 (0.24%)	令和2年12月15日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	943円	3円 (0.32%)	令和2年12月15日
船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	956円	3円 (0.31%)	令和2年12月15日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	886円	3円 (0.34%)	令和2年12月15日

※全業種に適用のある香川県最低賃金は、時間額 820 円(令和2年 10 月 1 日発効)です。

これら4業種(「冷凍調理食品製造業」、「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船用機関製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」)については、令和2年10月9日までに香川地方最低賃金審議会(会長 しばた じゅんこ 柴田 潤子 氏)より香川労働局長あて答申され、同答申内容に基づき、従来の最低賃金額を引き上げることとしたものです。

香川労働局においては、今後、地方公共団体や使用者団体・労働者団体等を訪問、または文書送付等により改正後の最低賃金額を広く周知し、最低賃金の履行確保に万全を期すこととしています。

なお、香川県下における4業種の特定最低賃金適用労働者数は、約16,700人です。



## 香川県の特定最低賃金及び適用を受ける労働者数

特定最低賃金の適用を受ける基幹労働者数は下表のとおりです。

香川県の特定最低賃金	適用を受ける 基幹労働者数
冷凍調理食品製造業最低賃金	約 1,990 名
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 最低賃金	約 6,050 名
船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	約 3,580 名
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械 器具製造業最低賃金	約 5,060 名

なお、それぞれの産業について特定最低賃金の適用が除外される労働者の範囲が以下のとおり定められており、特定最低賃金の適用が除外される労働者には香川県最低賃金（時間額820円）が適用されることとなります。

## ○香川県冷凍調理食品製造業最低賃金

適用除外労働者

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃、片付け又は雑役の業務
  - ロ 手作業による原料の前処理の業務
  - ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務

## ○香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

適用除外労働者

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

## ○香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

適用除外労働者

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

## ○香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

適用除外労働者

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
  - ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

# 守ってね! 最低賃金

## 香川県の最低賃金

### ◎地域別最低賃金

香川県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む）に適用されます。

件名	時間額	効力発生年月日
香川県最低賃金	<b>820円</b>	令和2年10月1日

### ◎特定最低賃金（産業別最低賃金）

下記の業種に該当する事業場で働く労働者には、特定最低賃金（産業別最低賃金）が適用されます。

地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

件名	時間額	適用除外される労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の香川県最低賃金が適用になります。)	効力発生年月日
香川県冷凍調理食品製造業最低賃金	<b>821円</b>	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は雑役の業務 ロ 手作業による原料の前処理の業務 ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務	令和2年12月15日
香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 (*計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業を除く)	<b>943円</b>	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	令和2年12月15日
香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	<b>956円</b>	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	令和2年12月15日
香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金  (*光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業、電池製造業、その他の電気機械器具製造業を除く)	<b>886円</b>	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)	令和2年12月15日

○使用者は、最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

○最低賃金以上の賃金を支払わないときには、罰則が適用されることがあります。

○最低賃金には、臨時に支払われる賃金（結婚手当等）・1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）、時間外・休日・深夜の割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は算入されません。

#### 【最低賃金についてのご相談・お問い合わせ先】

香川労働局労働基準部 賃金室 087-811-8919

労働基準監督署

・高松 087-811-8946

・丸亀 0877-22-6244

・坂出 0877-46-3196

・観音寺 0875-25-2138

・東かがわ 0879-25-3137